第五十七条第二項第一号ロ(2)及び(3)並びに第二号ロ(1)及び(2)並びに第百十一条第二項第一号中「第二十九条の四第一項第二号イからトまで」を「第八十二条第二項第三号イからヘまで」に改める。

別紙様式第一号注意事項2(7)(1)中「(民法第667条)」を削り、「金融商品取引法」を「法」に、「規定する」を「掲げる」に、「当該株券等」を「対象議決権を有する株券等」に改め、同様式注意事項2(7)中「(1　提出者)」を削る。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第九条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号記載上の注意13及び別紙様式第四号記載上の注意13中「11」を「13」に、「ジャスダック：10」を「TOKYO AIM：12」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後において改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の三第一項の規定による申出をしようとする地方公共団体は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2　前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定の例により、書面による同意を得ることができる。

3　前二項の規定による申出及び書面による同意は、施行日において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定によりされたものとみなす。

4　前三項の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二の四及び第十一条の十の三、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の七（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四及び第五十二条の二の五、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七、改正法第五条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において新金融商品取引法第三十四条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　新金融商品取引法第五十七条の四及び第五十七条の十六の説明書類の記載事項のうち、第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十三第二号ロ及び第三号並びに第二百八条の二十六第三号ロ及び第四号に掲げる事項については、施行日から起算して一月を経過した日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

第四条　平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度における第二条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十三第二項の規定の適用については、同項中「指定国際会計基準」とあるのは、「指定国際会計基準（米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法を含む。第二百八条の二十五第一項第二号及び第二項、第二百八条の二十六第四号イ並びに別紙様式第十七号の五において同じ。）」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令第八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行に伴い、及び確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第四十九条第三号の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　直人

厚生労働大臣　細川　律夫

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「又は第五十三条第三項」を「、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第八十三号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の施行に伴い、同法附則第五条第一項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十九条第四項、第二十七条第二項、第三十条の四十四第四項、第三十条の四十五及び第三十条の四十六並びに住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第二十四条の三第七号、第三十条の五第一号、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の十八第一項、第三十条の二十一第二項及び第三項、第三十条の二十四第五項及び第七項、第三十条の二十六第四号、第三十条の二十七第一項並びに第三十五条の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

総務大臣　片山　善博

省令

○総務省令第百十三号

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（戸籍の附票の記載の修正のための通知の方法）

第五条の二　法第十九条第四項の規定による通知は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　法第十九条第四項に規定する総務省令で定める場合は、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合とする。

第六条中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をした」を「第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けている」に改める。